

次の通り、一般競争入札を行い、以下業務に関する事業者を選定する。

令和 7 年 11 月 14 日
一般社団法人日本ほたて貝輸出振興協会
会長 野村一郎

入札説明書

1. 一般競争入札に付す事項

ア. 名称

マレーシアにおける日本産ほたて貝セミナー実施に係る運営サポート業務及び渡航手配業務一式

イ. 業務の目的

一般社団法人日本ほたて貝輸出振興協会（以下、「協会」という。）は、マレーシアのクアラルンプールにおいて、業界関係者、レストラン関係者、メディア等を対象に日本産ほたて貝セミナー（以下「セミナー」という。）を実施し、日本産ほたて貝の魅力・調理方法の提案、PR 活動員として参加する協会会員（以下、「会員」という。）と現地該当セミナーの参加者とのネットワーキング、試食等を行うことで、さらなるマレーシアにおける日本産ほたて貝の需要を喚起し、もって輸出の拡大を図る。

2. 開催期間等

ア. 開催時期 2026 年 1 月 15 日（木）

イ. 開催場所 マレーシア・クアラルンプール市内の高級ホテルないしはレストラン等

ウ. 主催者 一般社団法人日本ほたて貝輸出振興協会

3. 開催内容

マレーシア クアラルンプール市内の高級ホテルないしはレストラン等において日本産ほたて貝の PR を目的としたセミナーの運営を行う。ブース出展に係るサンプル商品の調達、輸送等の準備も行う。

ア. 業界関係者の招聘

イ. 試食内容の決定及び試食の実施

ウ. デモンストレーションを行うシェフの選定、調整

エ. 作成する日本産ほたて貝のポスター掲示、動画の放映

オ. 日本産ほたて貝の商談活動サポート

カ. その他

4. 契約期間（予定）

契約締結日～令和 8 年 2 月 28 日

5. 参加資格

次の資格を全て満たすものであること。

- (1) 仕様書に記載の業務を円滑に行うことができる体制を確保できるものであること。
- (2) マレーシアにおける食のイベント開催関連業務において実績のある者。
- (3) 過去3年以内に海外展示会や海外プロモーションに関する実績があり、事業に必要な経歴、資格、経験を有する者を配置できること。及び、ほたて貝に関する知見があり過去3年以内に海外でのほたて貝に関するプロモーション実績を有すること。
- (4) 当該入札にかかる公示の日までに、国の競争参加資格（全省庁統一資格）令和7・8・9年度「一般競争参加資格者名簿」に登録されていて、関東甲信越地域の役務の提供の「A」、「B」、「C」、「D」の等級に格付けされている者。
- (5) 特別な理由がある場合を除き、入札にかかる契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者は、入札に参加させることはできないこととする。
- (6) 協会との契約等において、次のいずれかに該当すると認められる者は、その事実があった後、2年間が経過していない場合は、本入札に参加できないこととする。
 - ア. 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ. 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために談合した者
 - ウ. 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ. 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ. 正当な理由が無くて契約を履行しなかった者
 - カ. アからオに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他使用人として使用した者
- (7) 競争から反社会的勢力を排除するため、競争に参加しようとする者は、以下のいずれかにも該当しないこと、かつ、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約すること。

なお、当該誓約事項による制約に虚偽があった場合又は制約に反する事態が生じた場合は、競争参加資格を無効とする。

 - ア. 応札者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。
 - イ. 役員などが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者である。
 - ウ. 反社会的勢力が応札者の経営に実質的に関与している。

- エ. 応札者又は応札者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 応札者又は応札者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 応札者又は応札者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 応札者又は応札者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、応札者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

6. 参加表明書の提出

参加表明書の提出は不要

ただし、11 月 21 日（金）12 時までに参加表明を第 8 項に記載のメールアドレス宛に行うこと。参加条件を満たす場合に入札参加資格を付与する。

7. 入札説明会

実施しない

8. 入札書の提出期限、場所及び方法

(1) 提出期限 令和 7 年 12 月 3 日（水）12 時

(2) 提出場所 電子媒体による提出とする。

メールアドレス：official@japan-hotate.com

※メールタイトルを「マレーシアにおける日本産ほたて貝セミナー実施に係る運営サポート業務及び渡航手配業務一式（団体名）」とすること。

(3) 提出書類

1. （別紙 1）入札書（代表者の記名及び捺印を行ったもの）

※別紙 1 の指定フォーマットに従い作成すること。

※一度提出した書類の返送は一切行わない。

落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に、10%に相当する額（当該金額に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること。

2. 見積内訳書

※課税及び不課税対象を明確にし、総額は税込表示を行うこと。

※見積内訳書の形式は問わない。

3. 実施体制図
4. 類似実績（過去 3 年以内の食に関するイベント実績）

9. 開札方法

(1) 開札日 令和 7 年 12 月 9 日（火）12 時以降

(2) 開札方法

落札者にメールにて連絡を行う。

また一般社団法人日本ほたて貝輸出振興協会の公式ホームページにて落札者の公表を行う。なおホームページは以下 URL より閲覧が可能である。

<https://j-hotate.com/proposal2023/>

10. 提出の無効

一般競争入札に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した書類は無効とする。

11. 選定方法

一般競争入札に伴い、最低価格を提示した入札者を落札者とする。なお、内容に不備又は適切な運営のために必要な事項として不審な点がある場合は、当該事業者へ確認を行う場合がある。

不備等が確認された場合は、次点となる事業者を落札者として取り扱う。

12. 契約手続き

落札者の確定後、補助金規程にもとづき当会による手続きののち契約手続きを行う。

13. 一般競争入札に関する事務を担当する組織の名称及び所在地及び質問先

名称 一般社団法人日本ほたて貝輸出振興協会

所在地 〒160-0023 東京都新宿区西新宿三丁目 3 番 13 号西新宿水間ビル 6 階

メールアドレス official@japan-hotate.com

14. その他

- ・ 見積内訳書の作成及び提出に要する一切の費用は、入札者の負担とする。
- ・ 選定結果及び落札者は公表する。

15. 特記事項

- ・ 契約締結後、人数変更等による業務内容の変更がある場合等においても入札金額の変更は行わない。
- ・ 当該一般競争入札の落札者は、一般社団法人日本ほたて貝輸出振興協会の理事会により最終決定をするものである。

